

平成19年3月20日
経済産業省
近畿経済産業局

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引停止命令（6か月） 及び同社の勧誘者3名に対する指示処分について

経済産業省は、連鎖販売業者である株式会社ISM（イスマ）（愛知県名古屋市）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、本年3月21日から9月20日までの6か月間、同社の連鎖販売取引の一部を停止するよう命じました。認定した違反行為は、不実告知、勧誘目的等不明示、概要書面不交付、適合性原則違反です。

また、併せて同社の3名の勧誘者に対しても、同法第38条第2項の規定に基づき、不実告知等の違反を行わないよう指示しました。

1. 株式会社ISMは、主として学生等の若者を対象に、ISM代理店及びISM取扱店を募集する権利等と一体として教材ビデオ等の販売を行う連鎖販売業を行っていましたが、同社の勧誘者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、「月に100万円ぐらいは楽して稼げるよ。」「絶対に損はしない。必ず元は取れる。」等と、あたかも誰もが容易に又は確実に収入が得られるかのように告げていました。しかし、実際には、誰もがそのような収入を得ている訳ではありませんでした。
2. また、同社の勧誘者は、その勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨等を明らかにしていませんでした。
3. また、同社の勧誘者は、教材ビデオ代金等を支払えない学生等に対し、消費者金融から金銭を借り入れさせて、契約を締結させたりしていました。

4 . さらに、同社は、契約を締結するまでに当該連鎖販売業の概要について記載した書面を契約の相手方に交付していませんでした。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話 03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

株式会社ISM及び同社の勧誘者に対する行政処分の概要

1 事業者の概要

(1) 統括者の概要

名称：株式会社ISM

代表者：牧田 博輝（まきた ひろき）

所在地：愛知県名古屋市中区丸の内三丁目15番34号

資本金：3,000万円

設立：平成15年12月10日

取引形態：連鎖販売取引

商品：教材ビデオ等（現在はICカード読み取り機及びICカード）

売上高：4億7,800万円（H17.8～H18.7）

主な事業内容：ISM代理店及びISM取扱店を募集する権利等と一体とした教材ビデオ等の販売

<特定負担>教材ビデオ代金 Aコース12万円、Sコース36万円

事務代行手数料 月々3,150円

カタログ代金 1冊250円

<特定利益>サポートボーナス 毎月のグループ実績に対する報酬

マネージメントボーナス 自店以下の代理店を育成したことに対する報酬

イクセクティブボーナス イクセクティブゼネラルマネージャーのみ貰える報酬

(2) 今回処分を行う勧誘者の概要

原井 徹（香川県在住）

松下祐樹（大阪府在住）

杉浦健人（愛知県在住）

2. 取引の概要

株式会社ISM（以下「同社」という。）は、その販売する教材ビデオ等（以下「本件物品」という。）の販売をあっせんする者を、同社の会員となつて別の者を新たな会員とすれば、「サポートボーナス」（新たに組織に加入した会員の契約額の一定割合が得られるボーナス）等の特定利益を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件物品の購入代金等の特定負担を伴う商品の販売のあっせんに係る取引を行っている。

典型的な勧誘の手口としては、入会して間もない会員が、友人の学生等に対して、「すごく稼げる話がある。」等と、本件物品を紹介する連鎖販売取引であることを明らかにせず説明会場等へと誘い出し、また、説明会場等に連れて行くと、勧誘者である上位の会員がこれに加わり、虚偽の説明を行つて勧誘を行い、本件物品の購入代金等を支払えない者には消費者金融から金銭を借り入れさせて、契約を締結させている。

3. 行政処分の内容

(1) 株式会社ISMに対する取引停止命令

平成19年3月21日から9月20日までの間(6か月間)、特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引のうち、次の行為を停止すること。

連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

連鎖販売取引についての契約の申込みを受けること。

連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 勧誘者に対する指示

連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、特定利益に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしないこと。

その連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って、勧誘の相手方に対し、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにすること。

その連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行わないこと。

4. 取引停止命令等の原因となる事実

< 勧誘者の違反事実 >

(1) 不実告知(特定商取引法第34条第1項第4号)

同社の勧誘者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、「月に100万円ぐらいは楽しんで稼げるよ。」「絶対に損はしない。必ず元は取れる。」等と、あたかも誰もが容易に又は確実に収入が得られるかのように告げていた。

しかし、実際には、誰もがそのような収入を得ている訳ではなかった。

(2) 勧誘目的等不明示(特定商取引法第33条の2)

同社の勧誘者は、勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

(3) 適合性原則違反(特定商取引法第38条1項4号、同法施行規則第31条第7号)

同社の勧誘者は、教材ビデオ代金等を支払えない学生等に対し、消費者金融から金銭を借り入れさせて、契約を締結させたりしていた。

< 株式会社 I S M の違反事実 >

(4) 概要書面不交付 (特定商取引法第 37 条第 1 項)

同社は、連鎖販売取引に際して、契約を締結するまでに当該連鎖販売業の概要について記載した書面を契約の相手方に交付していなかった。

5 . 事例

【事例 1】

平成 16 年 12 月上旬、大学生の Z は同じ大学に通う友人の A から、「すごく稼げる話がある。」と告げられ、説明会へと誘われた。Z は A から「すごく稼げる。」と言われたこともあり、興味を持ち、説明会に行くことを約束した。

数日後、Z は A の車で説明会場へと向かった。Z は午後 9 時頃説明会場に到着したが、Z 以外の周りの人はみんなスーツ姿で来ていた。Z がその時説明会で聞いた話は、同社の会社概要が主で、同社がドルフィンクラブという通信販売事業等を行っており、携帯電話会社やクレジット会社などの有名な企業と提携しているというような話であった。Z が同社の会社名を知ったのはこの時が最初であった。

会社概要等の説明が終わった後、Z は A と一緒に、別の勧誘者 B から話を聞くこととした。B は、「ISM という会社はどう。いいでしょう。」、「すごいよね。絶対稼げるから、やる気があるのならすぐに入った方がいいよ。」と告げ、代理店契約をするように勧めた。Z は B から代理店になるための契約金が 36 万円必要であることを聞き、「お金がないので、払えないのですが。」と言うと、B は、「消費者金融があるよ。」「そこで借りればいい。」と告げ、消費者金融で借りることを勧めた。そして B は、「返せる見込みがあるから僕は入った。これは自分のチャンスであると思ったから、入るしかないと思ったから入った。」と自らが同社と代理店契約した動機について話をした。Z は、この B の話を聞き、確実に返せるだろうと思い、契約することとした。

Z は A が出した書面に必要事項を記入し、押印したが、書面は A がすべて持ち帰ってしまった。

説明会の翌日、Z は B が勧めた消費者金融で 36 万円を借り、同社に契約金を振り込んだ。その数日後、Z は A から同社のビデオ教材等一式を受け取った。

【事例 2】

大学生の Y は、同じ大学に通う友人の C から、「俺、今すごい仕事をしていてすごく稼いでいる。しかも簡単な仕事で、俺の上の人なんか何百万円も稼いでいる。興味があるなら説明会に来てみないか。」と誘われた。Y は C のことを信用していたので、そんなに儲かるならと思い、説明会に別の勧誘

者Dとともに行く約束をした。

平成17年5月中旬の午後6時頃、YはDの迎いの車で説明会場に向かった。説明会は午後8時頃から行われた。Yが同社の社名を知ったのは、この時が最初だった。説明会場にはスーツ姿の人が60人ほど来ており、Yはそこで、代理店募集事業などの事業説明を聞いた。

Yは約1時間この事業説明を聞いた後、別の勧誘者Eから「代理店契約をするなら36万円のSコースと12万円のAコースがあるけど、今Sコースが激アツで36万円なんてすぐに取り返せるから契約しなよ。」と代理店契約を勧められた。

その後、YはEに勧められるがままに書面に必要事項を記入したが、Yはこの日印鑑を持ち合わせていなかったため、書面への押印は後日ということになり、Dがその書面を持ち帰った。

また、Sコース代理店契約金の36万円については、Eから「お金は消費者金融で借りるといいから、消費者金融は信用を売りにしているから安心してお金を借りられるよ。」と言われ、Yは消費者金融でお金を借りることとした。その翌日の昼頃、YはDに付き添ってもらい消費者金融に行きお金を借り、すぐさま同社に振り込んだ。契約して3日後、Yはビデオ教材を受け取った。

【事例3】

平成17年7月上旬、Xは同じ高校を卒業した友人であるGから、「稼げるいい仕事があるから、話を聞いてみない。」とのメールをもらった。Xは、「なんやろな。」とは思ったが、興味が湧き聞いてみようと思い、Gに話を聞くと返事をした。

数日後、XはGとGの友人の勧誘者Hとともに同社の事務所に行った。XはGから、「今から上の方が話をしてくれるから必ず敬語で、失礼のないように、上下関係に厳しいから。」と言われた。事務所には、3人の他に勧誘者のKと、その他に数名がいた。

XはKから同社の会社概要等について説明を受けた後、36万円のSコースの代理店契約を勧められた。この時Hは、「稼げるから、とにかく稼げるから」と言うばかりであり、Kとともに「絶対に損はしない。必ず元は取れる。」と言っていた。Xはやってみようかなと思ったが、その日は印鑑と免許証のコピーを持っておらず、後日契約することとした。

【事例4】

平成17年5月下旬の午後10時半頃、Wは勤務先の同僚と帰宅途中に食事をしていると、勧誘者のMが隣席にやって来て親しげに話しかけてきた。最初は世間話をしていたが、そのうちMは、「俺は会社の経営者で社長をしている。」、「ただでポイントカードを配ったらお金が稼げる。それで俺は

ベントを買った。月に100万円ぐらい稼いでいる。」、「月に100万円ぐらいは楽しんで稼げるよ。」と言った。Wは会社の名前を聞いていなかったのので何という会社か聞いたところ、Mはためらいながらこの時初めてISMと答えた。このような話をしている間に午前0時頃になったので、後日話を聞くこととし、それから数日後、WとMは再度会う約束をした。

約束した6月上旬、Wは一人で午後8時にその場所に行くと、見知らぬ女性が同じように話を聞きに来ていた。Wとその女性とで別の勧誘者Nから、初めに同社の会社概要等について話を聞いた。その後に、代理店の話になり、Aコース12万円、Sコースは36万円が必要であるという話があった。Wは何万円もお金が必要ということを初めて聞いたので、「えっ、お金が必要んですか。」と言うとNは、「自分でも月に50万円や100万円は稼いでいる。頑張れば頑張るほど稼げるから大丈夫だよ。とにかく儲かるので絶対に人生が変わるよ。」と言った。Wがお金が必要を聞いて悩んでいたところ、Mは「俺がお金を貸してやる。もし、おまえに1円でもマイナスが出たら、全額保証してやる。2006年2月までに上位になったら会社がハワイ旅行に連れて行ってくれる。」等と強く言ってきた。WはMが保証してくれるならやってもいいかなと思い、「やります。」と答えた。

Wが契約をすると言って返事をしてからしばらくの間、Mは契約を早くしたほうが後々有利だと毎日のようにメールで急かしてきた。しばらくしてMはいつお金を借りにいけるのか聞いてきたので、Wは翌日に借りに行く約束をした。Mは、お金を借りるのは同社と取引をしている消費者金融が一番安心できると言った。

Wは消費者金融でお金を借りることとし、50万円を借りて、契約した。お金を借りた翌日に、Mから渡された概要書面と代理店契約申請書に必要事項を記入、押印し、Mに渡したが、その後控えも何も渡されなかった。